

III 判例研究 III

「クレジット・カードの名義人に成り済まし同カードを利用して商品を購入する行為と詐欺罪の成否—最高裁平成16年2月9日決定の検討—」

(刑集58巻2号337頁, 判例時報1857号143頁, 判例タイムズ1149号302頁)

安里全勝

I 事実の概要

被告人は、本件クレジット・カードを入手した直後、加盟店であるガソリンスタンドにおいて、本件クレジット・カードを示し、名義人のAに成り済まして、被告人らが乗って来た自動車2台への給油を申し込み、被告人がA本人であると従業員を誤信させて、ハイオクガソリン合計104.9リットル(販売価格合計1万1748円)の給油を受けた。なお、被告人の本件クレジット・カードの入手経緯についてはつまびらかではないが、暴力団関係者である被告人がバカラ賭博の店で賭金の貸付をしているうちにそこに出入りしていたBとなんらかの接点を持ち、Bが自発的に被告人を含む第三者に対し本件クレジット・カードを交付したものである可能性が排除できないとされる(Bは当初、強盗の被害に遭って本件クレジット・カード等を奪われたとして110番通報をしており、検察官も、Bは強盗に遭って本件クレジット・カード等を奪われ、その後、被告人は、これらのカードについて正当な使用権限がないことを知りながら使用したと主張していた。しかし、第I審判決ではその点に関するBの供述の信用性が否定された。)。ところで、本件クレジット・カードは、Bが友人のAから、同人名義の本件クレジット・カードを預かって使用を許され、その利用代金はAに交付したり、所定の預金口座に振り込むなどしていたが、AはB以外の第三者に本件クレジット・カードの使

用を許諾したことはなかった。また、上記ガソリンスタンドでは名義人以外の者によるクレジット・カードの利用行為には応じないことになっていた。さらに、本件クレジット・カードの会員規約においては、クレジット・カードは名義人のみが、利用でき、他人に同カードを譲渡、貸与、質入れ等することが禁止され、また加盟店規約においては、加盟店はクレジット・カードの利用が会員本人であることを善良なる管理者の注意義務をもって確認することになっていたことなどの事情が認められる。

II 決定要旨

上告棄却

「以上の事実関係の下では、被告人は、本件クレジットカードの名義人に成り済まし、同カードの正当な利用権限がないのにこれあるかのように装い、その旨従業員を誤信させガソリンの交付をうけたことがみとめられるから、被告人の行為は詐欺罪を構成する。仮に、被告人が、本件クレジットカードの名義人から同カードの使用を許されており、かつ、自らの使用に係る同カードの利用代金が会員規約に従い名義人において決済されるものと誤信していたという事情があったとしても、本件詐欺罪の成立は左右されない。したがって、被告人に対し本件詐欺罪の成立を認めた原判断は正当である。」

本件第一審判決（京都地裁平成13年9月21日刑集58巻2号93頁）は、「別人のクレジットカードを提示して商品を購入しても、当該クレジットカードの名義人によって当該取引にかかる代金債務が弁済されることが明らかである場合は、クレジット取引の構造からみて、加盟店が商品を交付しても、特段の問題は生じないから、このような場合にまで、他人名義のクレジットカードを呈示した者に詐欺罪が成立すると解するのは相当でない。すなわち、クレジットカードの名義人が、当該呈示者によるクレジットカードの使用を承諾した上、この取引から生じる代金債務を負担することも了解しており、かつ、名義人と当該呈示人との間に、このような承諾・了解が客観的にも強く推認される関係がある場合（例えば、同居の親族等）は、詐欺罪が成立しな

いと解すべきである。」とし、本件の場合、「名義人であることを偽った被告人の本件クレジットカードの使用行為については、詐欺罪の成立を否定する特段の事情は存在しないのであるから、被告人の同行為は詐欺罪に該当する。」とし、被告人を懲役10月に処した。また第二審判決（大阪高判平成14年8月22日刑集58巻2号116頁）は、「他人名義のクレジットカードを加盟店に呈示し商品の購入やサービスの提供を申し込む行為は、たとえそのクレジットカードが不正に取得されたものでないとしても、クレジットカードの使用人とその名義人との人的関係、クレジットカードの使用についての承諾の具体的内容、クレジットカードの使用状況等の諸般の事情に照らし、当該クレジットカードの名義人による使用と同視しうる特段の事情がある場合を除き、クレジットカードの正当な使用権限を偽るものとして詐欺の欺罔行為にあたり、この行為により使用権限を誤信した加盟店から商品の交付やサービスの提供を受けた場合には、加盟店に対するこれらの財物や財産上の利益についての詐欺罪が成立すると解するのが相当である」とし、控訴を棄却した。

Ⅲ 研究

1 クレジット・カード取引のシステム

クレジット・カードが初めて取引に用いられたのは20世紀の初頭にアメリカの百貨店においてであるとされるが¹⁾、そのカード取引が画期的な発達を遂げたのは、1949年にアメリカのダイナースクラブが三当事者間カードを開始したことによるとされる²⁾。そして、そのカード取引がわが国において導入されたのは、1960年（昭和35年）の12月であり³⁾、それから46年が経過した。その間のクレジット・カードによる取引は拡大増加の一途を辿っている。初期にはクレジット・カード会社も限定され、また利用者も各界の高い地位にある人々に限定されていたが、現在ではクレジット・カード市場は飽和状

1) 加藤良三「クレジット・カード取引の法的構造について一日・米両制度の比較法的研究」アカデミア77集（昭和45年）26頁注7）。

2) 黒川昌洋「クレジット・カード」手形研究150号（昭和44年）28頁以下、清水巖「クレジット・カード取引の法構造・1」法律時報45巻14号（昭和48年）176頁。

3) 黒川昌洋・同上29—30頁、清水巖・同上175頁。

態にあるといわれる程にカード会社も増加し、その利用者も主婦や学生達⁴⁾にまで拡大されている。このようなカード利用の増大については次の点を挙げるができるであろう。先ず、カード取引システムの利便性、簡易性が消費者の潜在購買力を刺激し、それが安全確実な支払保障に裏付けられて加盟店の販売促進意欲と結びつき⁵⁾、従って、消費者、事業者それぞれにとって利便性が大きいこと、特に、消費者にとって、簡易かつ迅速な支払手段であり、効果的な現金代替手段であるといえる⁶⁾。このようなカードの利点を考えると、非現金支払手段としてのクレジット・カードによる取引はカード機能を変えながら今後一層拡大増加するであろうことが予想される⁷⁾。しかし、クレジット・カード取引は潜在購買力を刺激され、自己の支払能力を超えて商品を購入する場合があります、そのため多重多額債務を抱え込むということになりかねず、カード濫用を生む原因ともなっている。ここにはカード利用者の側にも問題があることはいうまでもないが、このような状況に陥り易い面があることは、クレジット・カード制度・取引の抱える宿命であるように思われる。

ところで、クレジット・カード取引には2つの形態がある。いずれの場合も支払い機関としての銀行が介在するが、第一形態は、カード会社、会員、加盟店の三者間で行われるものであり、第二形態は、カードを発行するとともに商品を販売したり、サービスを提携したりする企業とカード所持者の二者間でおこなわれるものである。その仕組みは前者の場合は次のようになる。

①先ず、カード発行会社は、入会者・会員の信用状態を調査してカードを発行するが、その際、会員の取引銀行に口座振替依頼書を提出して、利用代金

4) 学生にまでカードを発行するということは、収入のない点から問題があり、また、学生時代から自己の顧客に取り込もうとするものであり、業者間の競争の激化を物語っているといえる(宮川知法「カード破産はなぜおこるのか」法学セミナー37巻10号(平成4年)51頁)。

5) 加藤良三・前掲19-20頁。

6) 阿達哲雄「情報化社会に対応するクレジット産業の現状と課題」金融ジャーナル平成元年9月号117頁。

7) 経済企画庁国民生活局消費者行政第1課編・「カード社会の指針—取引の電子化に伴う消費者保護—」(平成2年)6-7頁参照。

が自動口座振替によって支払われるようにする。そして、会員が加盟店でカードを利用して商品の購入あるいはサービスの提供を受けると、その代金を加盟店に対して保証し、現実に支払うが、それは、加盟店からの売上票の送付によって行われる。②次に、カード発行会社は、会員の取引銀行に引落依頼書を送り、特定日に口座振替の方法で代金を回収し、さらに、加盟店の取引銀行に対しても手数料引落しを依頼し、加盟店の口座から手数料を取り立てるということになる⁸⁾。この法律関係は、債権譲渡か立替払いのいずれかの構成になっている⁹⁾。ここで留意すべきは、加盟店は会員の商品購入につき、カードの署名欄の筆跡と売上票のサインを対照して、会員の同一性が確認されればよいということである。このことは、例えば、正当に取得したクレジット・カードの所持権限者が支払能力及び支払意思がないにも拘らず、カードを濫用して加盟店から商品又はサービスを取得する場合に詐欺罪が成立するかという問題につき、加盟店への欺罔を否定し、詐欺罪の成立を否定することになる。その理由は、詐欺罪の手段としての欺罔は、財産侵害に向けられたものでなければならず、従って、相手方を錯誤に陥らせそれによって処分行為を行わせるに相当なものでなければならぬからである。そこから、支払能力及び支払意思がなくカードを呈示することが欺罔となり、加盟店に錯誤をもたらすかが問題となるが、それは欺罔行為とはいえず、従って錯誤も否定されるべきである¹⁰⁾。ここにクレジット・カード取引の特殊性があるといえよう。

2 当該問題についての学説・判例の概観

本決定は、クレジット・カードの名義人がその使用を承諾している場合に、カードを使用して加盟店において商品を購入することが詐欺罪に当たるか否

8) 神山敏雄・経済犯罪の研究(第1巻)(平成3年)293頁。

9) 吉原省三「クレジットカード取引の現状と法律関係」ジュリスト428号(昭和44年)115頁。

10) 安里全胜「クレジット・カード濫用の刑事法上の考察」山梨学院大学法学論集23号(1992年)8頁。

かという、下級審判例において必ずしもその見解が一致していなかった問題について、最高裁が初めて判断をしたものでありそこに本決定の意義がある。本決定を検討する前に、まずは当該問題についての学説・判例を概観することにする。

(1) 学説は、まず、①クレジット・カードの名義人(会員資格)を偽ることが欺罔行為であるとして、詐欺罪の成立を肯定する立場が主張される¹¹⁾。本説は、次の理由から主張される。即ち、クレジット・カード取引は、会員に対する個別的な信用を基礎に一定限度内の信用を供することが根幹となっており、会員規約ではカード名義人本人以外の者の利用は禁止されており、また他人にカード譲渡、貸与、質入することも禁止されており、加盟店規約ではカード名義人本人以外の者に対してクレジット・カード取引に応じることが禁止され、そのため署名の同一性の確認の義務を負うのであり、名義人自身の利用のみが予定されていることにあるとする¹²⁾。本説によれば、カードの利用の承諾及び債務負担につき了解があっても詐欺罪が成立することになる。しかし、クレジット・カード取引の実際は、妻が夫のクレジット・カードを利用する行為等が黙認されている場合があり、それらを考慮すると、これらを詐欺罪とするのは妥当であろうかという問題点がある¹³⁾。そこから②名義人の偽りを欺罔行為としつつ、カード名義人の妻などごく近い近親者であって名義人と同視し得る者を除き、それ以外の者が名義人になりすまして使用した場合について詐欺罪が成立するとする主張がなされる¹⁴⁾。また本説についても次のような問題点が指摘される。即ち、名義人と同視し得る者に配偶者は含まれるとしても、それ以外の判断は困難ではないか。また、配偶者であればカード取引の状況等を考慮しなくても良いのかという問題である¹⁵⁾。さらに、③加盟店は、呈示されたクレジット・カードの効力のみを問

11) 和田正隆「クレジットカードシステムと犯罪(4)」月間消費者信用1983年12月号87頁、片岡聡「クレジットカード犯罪」捜査研究34巻9号(1985年)11頁

12) 野村稔「クレジットカードの名義人に成り済まし同カードを利用して商品を購入する行為と詐欺罪の成否」現代刑事法68号(2004年)82頁。

13) 野村稔・同上82頁。

14) 平井義丸・消費者信用をめぐる犯罪の実態と法律上の問題点について(法務研究報告書74集1号(1987年)5657頁、石山宏樹・前掲36頁。

15) 野村稔・前掲83頁。

題とすれば足りるとする立場が主張される¹⁶⁾。その理由はクレジット・カード取引における信用取引性は、当該クレジット・カードが有効なものであり、それによる取引の結果、正規の支払手続きによって支払を受け得たかどうかということであって、加盟店はクレジット・カードを利用して商品を購入する人間の誰彼を問題にするのではなく、呈示されたクレジット・カードの効力のみを問題にすれば足りるということにある。本説からは、他人名義のクレジット・カードを利用して、名義人自体の偽りは欺罔行為ではなく、その名義人が自己のカードの利用と債務負担につき了解している場合は、クレジット・カード取引上の所定の支払手続きにより代金決済が受けられることを仮装していないので、欺罔行為は認められず、詐欺罪は成立しないことになる¹⁷⁾。

(2) 判例は次のように主張する。先ず、東京高判昭和60年5月9日¹⁸⁾は、被告人が、窃取したK名義の国民健康保険被保険者証を利用して、Kに成り済ましM株式会社X店でクレジット・カードの交付を受け、それを利用して同店でKに成り済まし、商品を購入したほか、同株式会社の他店でも3回にわたり同様の詐欺行為を行ったという事案について、次のように主張し詐欺罪の成立を認める。即ち、詐欺罪の成立には、「必ずしも被害者の全体としての財産的価値が減少することは必要ではないと解すべきところ—— M株式会社のクレジットカードを利用した代金支払による商品売買については、代金債務を負担するクレジット契約上の当事者が誰であるかは、クレジットカードを発付し、商品を売り渡すかどうかを判断するに当たって重要な要素となるといわなければならない」とする。また東京高判平成3年12月26日¹⁹⁾は、内縁関係にあった女性のクレジット・カードを使用して加盟店から商品を購入したという事案について、次のように主張して詐欺罪の成立を認める。即ち、「クレジット制度は、カード名義人(カード会員)に対する個別的な

16) 石井芳光「クレジットカードの不正利用と法律問題(その2)」手形研究160号(1970年)53頁。

17) 石井芳光・同54頁。

18) 刑裁月報17巻5=6号519頁。

19) 判例タイムズ787号272頁。

信用を基礎に一定限度内の信用を供することが根幹となっており、しかもなんらの担保的措置を講ずることなくこれを行っているのであるから、一定限度内の商品の購入という通常的な取引に関しその本人に対してのみ信用を与えていると解され、このことは、本件における会員規約で、名義人以外の者のカードの使用が禁止され、また加盟店規約では、加盟店がカード名義人以外の者に販売してはならないことを前提として、名義人と売り上票の署名とが同一であることを確認する義務をおわされていることから窺い得るところである。――してみるとカード使用者がカードを利用する正当な権限を有するカード名義人本人であるかどうかクレジット制度の極めて重要な要素であることは明らかで、カード名義人を偽り自己がカード使用の正当な権限を有するかのように装う行為はまさに欺罔行為そのものというべきである」とする。そして、支払意思、支払い能力にも言及し、「支払の能力を欠いた場合には、そのこと自体から支払の意思は存在しないのであるから両者を独立して論ずる実益はないが、支払の能力がある場合でも支払の意思がないときがあるのであるから、両者は欺罔行為として別個に考え得るものであって、支払の能力及び支払の意思ともに欠けるとして起訴されている本件のような場合、原判決のように、支払の意思のみを欺罔行為の要素と考え、支払の能力は支払の意思の存在を推認する間接事実²⁰⁾に過ぎないと解しなければならぬ必然性はなく、支払の能力がないのにこれあるように装う行為も詐欺罪の構成要件事実である欺罔行為そのものであるといわなければならない」とする²⁰⁾。

他方、東京地裁八王子支判平成8年2月26日²¹⁾は、内装工事請負を仲介したBに工事代金の請求をするためBのアパートに行き、同宅でBからC名義のクレジット・カードの使用を許された被告人が同カードを使用したという事案につき、同カードの使用が詐欺罪を構成するかという訴因事実の認定に

20) 同判例については、安里全勝「他人名義のクレジット・カードの不正使用と詐欺罪―東京高裁平成3年12月26日判決の検討―」山梨学院大学「法学論集」24号(1992年)496頁以下参照。

21) 刑事裁判資料273号「カード犯罪・コンピュータ犯罪裁判例集」(平成10年)130頁。

つき合理的な疑いが残るとして無罪を言い渡した。判決は、名義人でない者が名義人として偽れば詐欺として十分である旨の検察官の主張に対して次のように判示する。即ち、「名義人の同一性はクレジット・カードシステムの根幹を成すから、これを偽ること自体許されないとして処罰するという考え方もありうるが、クレジットカード・システムが私的な経済取引のためのシステムに過ぎず、それ自体高度の公的利益を含まない以上、そこまで保護する必要はないともいえるし、何よりも詐欺罪という財産犯について、実質的な財産的法益侵害が発生していないのにこれを財産犯として処罰するのは行き過ぎであろう。詐欺罪をそこまで形式犯化し、実質、名義人以外の使用禁止罪あるいは名義人であることを告知すべき義務違反罪とでもいうべきものとして扱うのは妥当ではない。――結局、クレジット・システムは、商品等の私的取引の便法に過ぎないのであるから、最終的に経済負担を負う者が同意している以上、名義人以外の使用者を詐欺罪として処罰するのは困難である」とする。そして、名義人の同意が違法性阻却事由になるというのであれば、その錯誤、即ち名義人の承諾があると思った場合は事実の錯誤として詐欺罪の故意を阻却することになるとする。

(3) 学説・判例はこのように主張するが、その当否はどうかであろうか。先ず、名義人を偽ること自体が欺罔であるとする①説と、①、②の判例には疑問がある。しかし、②の判例は、「このような使途を目的とする商品購入を同女において許容するはずのないことを考えると、同女の公判供述を前提としても、被告人の本件カードの使用が、同女の黙示の承諾の下になされたものとは到底いえない」とする。この点は、承諾があれば欺罔とはいえないということにもなる。従って、本判決は、名義人を偽ることが欺罔だとしながらも、他人がカードを利用しても、名義人がカード利用と代金決済を承諾・了解している場合には欺罔行為を否定することになるといえよう²²⁾。そして、本判決の考え方は、本決定の第一審判決、控訴審判決に踏襲されているといえよう²³⁾。②説には、名義人と同視し得る範囲が不明確となるおそれがある

22) 野村稔・前掲82頁。

23) 野村稔・前掲82頁。

ので疑問である。③説は、呈示されたクレジット・カードの効力のみを問題とすればよいとするので妥当であるといえよう。③の判例は、詐欺罪の成立には実質的財産的損害がなければならないとし、また、クレジット・カードシステムは、商品等の私的取引の便法に過ぎず、最終的に経済的負担を負う者が同意している以上、名義人以外の使用者を詐欺罪として処罰するのは困難であるとする点についても、妥当であるといえよう²⁴⁾。

3 本件決定の検討

本決定は前半部分と後半部分に分けて構成されているが、その関係はどのように解されるであろうか。因みに、本件上告趣意は、被告人はBから本件カードの使用を許されていたのであるから、そこにはカード名義人の推定的承諾が認められるとする。そして、「被告人の本件カード使用については、詐欺罪の犯意が全く認められないのであるから、詐欺罪の成立を認めた原判決は、重大な事実を誤認し、かつ刑罰法令の適用を誤っており、正義に反する」とする。これに対し、本決定は、本件カードの利用についての承諾・推定的承諾を認めず、その誤信があったとしても詐欺罪の成立には影響ないとする。本件カードの利用についての誤信は、違法性阻却事由の事実的前提の錯誤であり、事実の錯誤として故意が阻却されるべきものであるが²⁵⁾、本決定後半部分がそれを否定したことは、誤想防衛につき事実の錯誤としての故意の阻却を認める判例の立場²⁶⁾からすれば、クレジット・カードの利用の承諾・推定的承諾が違法性阻却事由であることを認めないことを意味するとも考えられよう²⁷⁾。しかし、もしそうであるとするれば、判例の立場は一貫していないようにも思われる。そこには、他人名義のクレジット・カード取引における欺罔を、名義人を偽ることであるとすることによって、当該取引行為を処罰するという前提があるように思われる。

24) 野村稔・前掲83頁。

25) 野村稔・前掲83頁。

26) 大判昭和8・6・29刑集12巻1001頁，東京高判昭和59年11・22高刑集37巻3号414頁等。

27) 野村稔・前掲83頁。

本決定の後半部分の理解については、本件事実関係の下では、「仮に、被告人が、本件クレジットカードの名義人から同カードの使用を許されており、かつ、自らの使用に係る同カードの利用代金が会員規約に従い名義人において決済される」という事情があったとしても、本件詐欺罪の成立は左右されないとしたことになるとの指摘がなされる²⁸⁾。また他方において、本決定は、本件第一審判決、第二審判決が、詐欺罪が成立しない例外が存在することを明言していることと比較すれば、そのことに言及しない本決定は、積極説(①説)をとるものと言うことが容易であるが、第一審判決や第二審判決の立場を否定しているわけではなく、限定的積極説(②説)に依拠している可能性もあるとの指摘もなされる²⁹⁾。

本決定は詐欺罪の成立を認めるが、詐欺罪の成立には財産上の損害が必要である。この点についてはどうであろうか。この場合も財産上の損害をどのようにとらえるかという問題があるが³⁰⁾、本件の場合財産上の損害はどこに発生しているのであろうか。判例は、加盟店が被害者であり、商品を交付したところに損害があるとする。果たして加盟店は被害者であり、損害が発生したと言えるであろうか。クレジット・カード取引において、加盟店の役割は商品の提供にある。そこには、正当なクレジット・カードの呈示があれば加盟店は商品を提供することになる。加盟店は規約上名義人以外の者へは商

28) 野村稔・前掲83頁、山口厚「クレジットカードの不正使用と詐欺罪の成否」法学教室297号(2005年)(同・新判例からみた刑法(2006年, 98頁以下参照)、葛原力三「他人名義のクレジットカードを名義人を偽って使用し商品を購入する行為と詐欺罪の成否」法学教室294号別冊付録判例セレクト2004(2005年)36頁。

29) 上嶋一高「クレジット・カードの使用と詐欺罪」神山敏雄先生古稀祝賀論文集第二巻経済刑法(2006年)285頁。尚、同趣旨の主張として、判例時報1857号144頁の解説、判例タイムズ1149号304頁の解説、石山宏樹「クレジットカードの名義人に成り済まし同カードを利用して商品を購入する行為は、仮に、名義人から同カードの使用を許されており、かつ、同カードの利用代金が規約に従い名義人において決済されるものと誤信していたとしても、詐欺罪に当たるとされた事例」研修675号(2004年)37頁、野村稔・前掲83頁、宮川博行「クレジットカードの名義人に成り済まし、同カードを使用して商品を購入する行為が詐欺罪に当たるとされた事例」警察公論59巻12号(2004年)79頁、山口厚・前掲法学教室297号94頁(同・新判例からみた刑法199頁)。

30) 林幹人「詐欺罪の新構成」法曹時報第57巻第3号(平成17年)661頁以下。

品を提供してはならないとされているものの、名義人と同視される者の使用については許容されているのが実情であるといえよう。また実際の取引において、加盟店の役割が商品の提供にあるとすれば、名義人、それと同視しうる者以外への商品の提供があっても加盟店は被害者とはなりえない。なぜなら、加盟店は後日クレジット会社から商品代金が支払われるからである。そのように解すれば、本件において、ガソリンスタンドにおいて被告人がカードを呈示し、給油を受けてもガソリンスタンドには後日クレジット会社から代金が支払われることになるので、ガソリンスタンドが被害を受けたことにはならない。

本件の解決において重要なのは、カード名義人において被告人のカード使用を予想できたか否かにある。名義人は友人Bのカード使用を承諾していたが、B以外の第三者にはカードの使用を承諾していなかった。そこで、被告人がBからカードの使用を許されていたとしてもそれは被告人とBの間においてであり、名義人との間にまで及ぶかが問題となる。即ち、被告人のカード使用につき、カード名義人の推定的承諾が認められるかが問題となる。

推定的承諾は、当該事態において客観的な判断によってその存否が問われなければならない。本件における被告人のカードの使用はBから許されていたものではあるが、それは賭博の金銭貸付などによるものであった。思うに、そのような状況においては、カード名義人が被告人のカード使用を承諾することは推定できないであろう。従って、推定的承諾は否定される。そこから、本決定が詐欺罪の成立を認めたのは妥当である。